熊本県公報

第１２５７４号
平成28年11月25日（金）
（毎週　火・金発行）

目　次

告　　示
○漁船保険義務加入同意の承認（住吉加入区）……（団体支援課）　1
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……（高齢者支援課）　1
○漁船保険義務加入同意の承認（宮田加入区）……（団体支援課）　1
○道路の区域変更……（道路保全課）　2
公　　告
○球磨川上流流域下水道の設備更新等に伴う発生材の売却処分…（下水環境課）　2
○平成２８年度ふぐ処理師試験の実施……（健康危機管理課）　3
○土地改良区役員の退任……（農村計画課）　4
○道路の位置指定……（建築課）　4
○道路の位置指定……（　〃　）　4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）　4
○肥料登録有効期間更新……（農業技術課）　4
○基本測量の終了……（監理課）　5
○公共測量の実施……（　〃　）　5
○平成２８年度上期熊本県病院事業業務状況……（障がい者支援課）　5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（建築課）　11
登　載　依　頼
○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を
請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部
を改正する規則……（警察本部刑事企画課）　12

告　　示

熊本県告示第９９６号

漁船損害等補償法（昭和２７年法律第２８号）第１１２条の２第２項の規定による届出を審査した結果、住吉加入区について同法第１１２条第１項の規定による同意があったものと認めるので、同法第１１２条の２第３項の規定により公示する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県告示第９９７号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第２６条の規定による改正前の介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１３条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第１１５条の規定により公示する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
荒尾中央病院 荒尾市増永１５４４番地１	医療法人洗心会	平成２８年９月３０日	介護療養型医療施設

熊本県告示第９９８号

漁船損害等補償法（昭和２７年法律第２８号）第１１２条の２第２項の規定による届出を審査した結果、宮田加入区について同法第１１２条第１項の規定による同意があったものと認めるので、同法第１１２条の２第３項の規定により公示する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県告示第９９９号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成２８年１１月２５日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
主要地方道	本渡五和線	天草市五和町城河原１丁目字子花谷　１９４６番５地先から	前	9.9～32.7	565.0	防安交（交通安全）
		天草市五和町城河原１丁目字下田原　８７８番４地先まで	後	13.2～42.4	565.0	

２　区域を変更する期日　平成２８年１１月２５日

公　告

熊本県公告第７０４号

県有財産を次のとおり売却する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　物件の表示

球磨郡錦町大字一武字平岩７０－１（球磨川上流流域下水道球磨川上流浄化センター内）

球磨川上流流域下水道の設備更新等に伴う発生材　一式

２　契約条項を示す場所

熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号　熊本県土木部道路都市局下水環境課

３　入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

(1)　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2)　破産者で復権を得ない者

(3)　産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有していない者

(4)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後３年を経過していないもの

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者

４　入札日時及び場所

平成２８年１２月２０日午前１０時

熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号　熊本県庁行政棟本館地下１階監理課入札室

５　開札期日　入札終了後即時

６　入札案内書の交付期間及び交付場所

(1)　交付期間　平成２８年１１月２８日から平成２８年１２月１６日までの日（県の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで

(2)　交付場所　２に記載のとおり

７　入札参加の申込み

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書及び確認資料を提出しなければならない。

(1)　提出方法　持参又は郵送による。

(2)　提出期限　平成２８年１２月１５日午後５時（郵送の場合は提出期限までに必着）

(3)　提出先　２に記載のとおり

８　入札保証金

この入札に参加しようとする者は、入札金額の１００分の５以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

９　契約締結期限

平成２８年１２月２８日午後５時

１０　契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の１００分の１０以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

１１　その他
(1)　入札、契約手続等において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
(2)　売買代金納入期限　契約締結日から起算して１４日を経過した日
(3)　発生材の搬出期限　契約書により指定する。
(4)　契約締結場所　２に記載のとおり
(5)　入札参加者は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、熊本県財産条例（昭和３９年熊本県条例第２３号）、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）、入札参加要領、入札案内書等を承知のうえ、入札するものとする。
(6)　問合せ先
熊本県土木部道路都市局下水環境課（電話０９６－３３３－２５３０）
(7)　その他詳細は、入札案内書による。

熊本県公告第７０５号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和３３年熊本県条例第２７号）第８条第３項の規定により平成２８年度ふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第４項の規定により公告する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　試験日時
平成２９年２月５日午前９時
２　試験会場
熊本市中央区本荘町６８３番地２
専修学校常盤学院
３　試験科目
（１）　筆記試験
ア　公衆衛生学
イ　食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
ウ　栄養学
エ　衛生関係法規
オ　調理理論
（２）　実地試験
ア　処理技術
イ　内臓鑑別
ウ　魚種鑑定
４　受験手続
（１）　提出書類
ア　受験願書
イ　履歴書
ウ　写真２葉（受験願書提出前３月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦３．５センチメートル、横２．６センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、１葉を写真票に貼付すること。）
（２）　受験手数料
１３，５００円
（３）　受験の申込方法
試験を受けようとする者は、関係書類に受験手数料１３，５００円分の熊本県証紙を添えて、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、熊本県健康福祉部健康危機管理課（郵便番号８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号）に提出すること（郵送する場合は、現金書留によること。）。
（４）　受験願書の提出期間
受験願書の提出期間は、平成２９年１月４日から平成２９年１月１６日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までとする（熊本市保健所においては、午後５時までとする。）。
なお、郵送の場合は、平成２９年１月１６日までの消印のあるものに限り受け付ける。
５　合格基準
（１）　筆記試験
５科目の合計得点が満点の６割以上であること。ただし、１科目でも満点の４割未満のものがある場合は、不合格とする。
（２）　実地試験
総得点が満点の８割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の８割以上であっても不合格とする。
６　合格発表等
（１）　合格者の発表は、平成２９年２月２１日午前１０時に、県庁本館ロビー、各熊本県保健所、熊本市保健所及び県庁ホームページにて行う。

（２）　試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
７　その他
（１）　受験願書の請求及び試験についての照会は、各熊本県保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課（電話０９６－３３３－２２４７（ダイヤルイン）又は０９６－３８３－１１１１　内線７１８７）に行うこと。
（２）　郵便による受験願書の請求は、８２円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封し、各熊本県保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課に請求すること。

熊本県公告第７０６号

熊本市に事務所を置く画図土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１７項の規定により公告する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

役職名	氏　　名	住　　所
退任 理事	宮田　健	熊本市東区画図町下無田１４９番地

熊本県公告第７０７号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　築造者の住所　宇土市三拾町２０１番地２
２　築造者の氏名　株式会社中村不動産開発
３　道路の位置　宇城市小川町北新田字三ツ丸２０４番４及び里道
４　道路の幅員　６．０５メートルから６．２３メートルまで
５　道路の延長　７８．３３メートル
６　指定年月日　平成２８年１１月１１日
７　指定番号　熊本県指令央土景建第７４号

熊本県公告第７０８号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　築造者の住所　荒尾市万田１５９７番地２
２　築造者の氏名　アーバンホーム株式会社
３　道路の位置　玉名市岱明町下前原字東原９８番１、同字正林１９８番５、里道の一部及び水路の一部
４　道路の幅員　４．００メートルから４．０９メートルまで
５　道路の延長　５４．０７メートル
６　指定年月日　平成２８年１１月１１日
７　指定番号　熊本県指令北景建一第７４号

熊本県公告第７０９号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字平ノ窪２０９１番１０７、同２０９１番１０８及び同２０９１番１８２
２，９３６．８０平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森六丁目１９番地５
有限会社大輝不動産

熊本県公告第７１０号

肥料取締法（昭和２５年法律第１２７号）第１２条第２項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第１６条第１項の規定に基づき公告する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

登録番号	肥料の種　類	肥料の名　称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第１４３９号	混合有機質肥料	ニューグリーンボカシ	窒素全量：２．０ りん酸全量：４．０ 加里全量：２．０	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社ドリームジャパン 熊本県八代市千丁町太牟田２３７０番１	平成３１年１１月４日

熊本県公告第７１１号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第１４条第２項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公告する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	平成２８年４月１９日から平成２９年３月３１日まで	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村及び山都町

熊本県公告第７１２号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により八代市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
公共測量（座標変換・３級基準点測量）	平成２８年　９月２８日から 平成２９年　２月２８日まで	熊本県八代市永碇町、高島町、沖町

熊本県公告第７１３号

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第４０条の２第１項の規定により、平成２８年度上期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

平成２８年度上期　熊本県病院事業業務状況等説明書

熊本県病院事業の平成２８年度上期（平成２８年４月１日から平成２８年９月３０日まで）における業務の状況及び平成２７年度の決算の状況は、次のとおりである。

１　事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数１３，７４１人、１日平均１１１．７人で前年度同期と比較すると、延人数では２５８人、１日平均では２．１人の増加となっている。

また、入院患者についても、延人数２４，５７３人、１日平均１３４．３人、病床利用率８９．５パーセント（稼働病床１５０床を基礎として算出。）で、前年度同期と比較すると、延人数で３，１５９人、１日平均では１７．３人、病床利用率では１１．５ポイントの増加となっている。

なお、外来患者延人数のうち平成２４年度から開設した「こころの思春期外来」の患者は、６３５人で、前年度同期と比較すると、８２人の増加となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況　（単位：人）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	計
延　人　数	2,290	2,155	2,335	2,308	2,349	2,304	13,741
１日平均	114.5	113.4	106.1	115.4	106.8	115.2	111.7

② 入院患者の状況　（単位：人）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	計
定　　床	150	150	150	150	150	150	
延　人　数	3,753	4,352	4,059	4,133	4,206	4,070	24,573
１日平均	125.1	140.4	135.3	133.3	135.7	135.7	134.3
利　用　率	83.4%	93.6%	90.2%	88.9%	90.5%	90.4%	89.5%

③ 入退院調　（単位：人）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	計
入院者数	52	17	28	34	24	26	181
退院者数	25	27	23	39	21	30	165
月末患者数	142	132	137	132	135	131	

④　外来患者病名別調（延人数：患者それぞれの外来通院日数の合計数）　（単位：人）

			４月	５月	６月	７月	８月	９月	計
器質性精神障害	認知症	アルツハイマー病型	3	3	2	8	6	5	27
		血管性							
		その他	3	7	4	6	5	5	30
	その他		42	19	19	19	21	22	142
精神作用物質による精神及び行動の障害		アルコール	73	64	73	47	68	54	379
		覚醒剤	26	26	54	39	34	25	204
		その他	10	3	2	3	7	6	31
統合失調症			1,250	1,166	1,238	1,212	1,176	1,176	7,218
気分（感情）障害			551	537	585	591	628	621	3,513
神経症性障害、ストレス関連障害等			159	168	184	206	207	220	1,144
生理的障害等			18	12	25	18	20	18	111
成人のパーソナリティ障害			3	4	6	5	1	1	20
知的障害（精神遅延）			8	4	6	6	1	6	31
心理的発達の障害			56	61	64	78	81	69	409
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害			30	29	32	25	31	29	
てんかん			15	19	10	16	19	19	
その他			43	33	31	29	44	28	208
合計			2,290	2,155	2,335	2,308	2,349	2,304	13,741

⑤　入院患者病名別調（延人数：患者それぞれの入院日数の合計数）　（単位：人）

			４月	５月	６月	７月	８月	９月	計
器質性精神障害	認知症	アルツハイマー病型	6	25	22	31	31	30	145
		血管性							
		その他				4		23	27
	その他		152	165	150	137	124	96	824
精神作用物質による精神及び行動の障害		アルコール	369	410	377	327	286	303	2,072
		覚醒剤	115	117	19		22	30	303
		その他	35	47	40	38	77	85	322
統合失調症			2,554	3,013	2,838	2,852	2,866	2,708	16,831
気分（感情）障害			309	291	380	505	520	468	2,473
神経症性障害、ストレス関連障害等			19	52	46	38	31	63	249
生理的障害等			30	31	30	31	31	30	183
成人のパーソナリティ障害								1	1
知的障害（精神遅延）									
心理的発達の障害			164	201	157	170	208	203	1,103
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害							10	30	40
てんかん									
その他									
合計			3,753	4,352	4,059	4,133	4,206	4,070	24,573

(3) 職員の状況

（単位：人）

職　種　別	H27.4.1現在	H28.4.1現在
医　　師	6	7
医療技術職員	8	9
看　護　師	56	55
事　務　職　員	16	15
技能労務職員	1	1
計	87	87

（注）特別職である事業管理者１人を除く。

２　経理の状況

(1) 損益計算書（平成２８年４月１日から平成２８年９月３０日まで）

（単位：円）

医業収益	447,988,565	
医業費用	614,996,013	
当期営業損失		167,007,448
医業外収益	387,822,555	
医業外費用	37,816,568	
当期経常利益		182,998,539

(2) 平成２７年度決算の状況

① 損 益 計 算 書　　（単位：円）

（平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで）

１　医業収益			
（１）　入院収益	631,468,151		
（２）　外来収益	170,815,502		
（３）　その他医業収益	5,716,260	807,999,913	
２　医業費用			
（１）　給与費	1,004,303,063		
（２）　材料費	75,718,680		
（３）　経費	230,079,487		
（４）　減価償却費	136,966,380		
（５）　資産減耗費	930,144		
（６）　研究研修費	9,606,633	1,457,604,387	
営業損失			649,604,474
３　医業外収益			
（１）　受取利息	2,440,591		
（２）　一般会計負担金	768,860,000		
（３）　長期前受金戻入	19,461,451		
（４）　その他医業外収益	6,545,522	797,307,564	
４　医業外費用			
（１）　支払利息及び企業債取扱諸費	80,074,915		
（２）　雑損失	0	80,074,915	717,232,649
経常利益			67,628,175
５　特別利益			
（１）　過年度損益修正益	50,292	50,292	
６　特別損失			
（１）　その他特別損失	0	0	50,292
当年度純利益			67,678,467
前年度繰越欠損金			367,494,486
当年度未処理欠損金			299,816,019

②　貸借対照表

（単位：円）

（平成28年3月31日）

資　産　の　部				
1　固定資産				
(1)　有形固定資産				
イ　土地		283,278,583		
ロ　建物	5,101,163,947			
減価償却累計額	△2,164,285,364	2,936,878,583		
ハ　構築物	522,230,400			
減価償却累計額	△342,149,172	180,081,228		
ニ　器械備品	345,522,330			
減価償却累計額	△281,554,726	63,967,604		
ホ　車輌	20,194,399			
減価償却累計額	17,516,197	2,678,202		
有形固定資産合計			3,466,884,200	
(2)　無形固定資産				
イ　電話加入権		240,832		
無形固定資産合計			240,832	
固定資産合計				3,467,125,032
2　流動資産				
(1)　現金預金			2,144,633,151	
(2)　未収金			132,679,688	
(3)　貯蔵品			4,063,646	
(4)　その他流動資産			0	
流動資産合計				2,281,376,485
資産合計				5,748,501,517
負　債　の　部				
3　固定負債				
(1)　企業債			2,375,469,321	
(2)　退職給付引当金			431,021,785	
(3)　修繕引当金			156,399,307	
固定負債合計				2,962,890,413
4　流動負債				
(1)　企業債			206,672,325	
(2)　未払金			95,987,889	
(3)　預り金			6,248,441	
(4)　賞与引当金			49,484,000	
(5)　その他流動負債			0	
流動負債合計				358,392,655
5　繰延収益				
(1)　長期前受金			864,726,830	
収益化累計額			△399,698,594	
繰延収益合計				465,028,236
負債合計				3,786,311,304
資　本　の　部				
6　資本金				2,089,986,924
7　剰余金				
(1)　利益剰余金				
イ　減債積立金		172,019,308		
ロ　当年度未処理欠損金		299,816,019		
利益剰余金合計			△127,796,711	
剰余金合計				△127,796,711
資本合計				1,962,190,213
負債資本合計				5,748,501,517

③ 剰 余 金 計 算 書

（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）

（単位　円）

	資本金	剰余金							資本合計
		資本剰余金				利益剰余金			
		受贈財産評価額	補助金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	減債積立金	未処理欠損金	利益剰余金合計	
前年度末残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	△ 367,494,486	△ 195,475,178	1,894,511,746
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	（繰越欠損金）△ 367,494,486	△ 195,475,178	1,894,511,746
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	67,678,467	67,678,467	67,678,467
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	67,678,467	67,678,467	67,678,467
当年度末残高	2,089,986,924	0	0	0	0	172,019,308	（当年度未処理欠損金）△ 299,816,019	△ 127,796,711	1,962,190,213

④ 欠 損 金 処 理 計 算 書

（単位　円）

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	2,089,986,924	0	△ 299,816,019
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	0	（繰越欠損金）△ 299,816,019

熊本県公告第７１４号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２８年１１月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

阿蘇市内牧字西前無田１０７９番１１、同１１０４番１、同１１０４番５、同１１０５番３、同１１０５番６、同１１０５番１１、同１１０５番１５、同１１０５番１６、同１１０６番１、同１１０６番３、同１１０６番４、同１１０６番７、同１１０６番１０、同１１０７番１の一部、同１１０７番３の一部及び同１１０８番２の一部

２，０６８．１２平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

阿蘇市内牧１１５３番１

医療法人坂梨会阿蘇温泉病院

登載依頼

熊本県公安委員会規則第１３号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成２８年１１月２５日

熊本県公安委員会委員長　永田　浩夫

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成１２年熊本県公安委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「刑事部及び」を「生活安全部、刑事部、交通部又は」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年１２月１日から施行する。